

碧南市藤井達吉現代美術館
収蔵庫等増設事業（電気設備工事）

現場説明書

碧南市

下記工事において、現場説明書を提示する。

1. 工事名 碧南市藤井達吉現代美術館収蔵庫等増設事業（電気設備工事）
2. 工事場所 碧南市音羽町地内
3. 工事監理 碧南市及び碧南市が委託する設計事務所による工事監理とする。
4. 事後保障 碧南市契約規則（碧南市公共工事請負契約約款）及び特記仕様書による。
5. 工事契約 碧南市契約規則による。
6. 配布図書
 - (1) 設計図面 70枚（表紙とも A3判） ダウンロードとする。
 - (2) 設計書（参考数量書） ダウンロードとする。
7. 工事期間
 - (1) 工事着手 本契約成立日の翌日
 - (2) 工事完了 令和 4年11月11日
8. 質疑回答
 - (1) 書面により質疑の受付をします。
質疑のない場合は、提出の必要はありません。
 - (2) 質疑書は A4判、質問の様式は自由とし、宛先は碧南市長宛とする。また通し番号をつけ、会社名及び記入者を明確にしておく。
 - (3) 質疑書の提出・回答は下記による。
 - ア 質疑書 提出日時：令和3年7月15日（木） 午前9時から
令和3年7月16日（金） 午後5時まで
提出場所：碧南市総務部資産活用課契約検査係
注意事項 勤務時間における受付は、午前9時から正午まで
及び午後1時から午後5時までとします。
 - イ 回答書 閲覧日時：令和3年7月22日（木）
質疑回答書は、市庁舎内総務部資産活用課の指定場所にて閲覧することができます。
9. 工事金支払条件
 - (1) 碧南市契約規則による。
 - (2) 前金払いは、碧南市公共工事の前金払及び中間前金払取扱規程による。
 - (3) 令和3年度の前金払い及び出来高払いはなしとする。
10. 関連工事
 - (1) 碧南市藤井達吉現代美術館収蔵庫等増設事業（建築工事）
 - (2) 碧南市藤井達吉現代美術館収蔵庫等増設事業（機械設備工事）
 - (3) 碧南市藤井達吉現代美術館収蔵庫等増設事業（外構整備工事）（予定）
11. 工事現場の特定元方事業者

本事業は2以上の請負業者が同一場所において作業することとなるため、本事業の特定元方事業者については建築工事請負業者とし、協議組織の設置及び運営を行うので、協力すること。また、元方事業者において作業間の連絡及び調整を行い、工事全体の災害防止協議会を設置するので協力すること。なお、期間は工事目的物の完成引渡しの終了する日までとする。

1 2. 官公庁その他への手続き

- (1) 工事施工上に必要な諸手続き、特定施設設置届、仮設用電力、仮設用給水の引き込み手続き（請負者において仮設用水道メーターを設置し、費用負担とすること）、道路、その他他人管理の土地使用の手続き等は一切請負業者において行い、その費用を負担すること。
- (2) 着手前に既設状況を確認し、破損等における損害を与えた場合は、請負業者にて復旧し、その費用を負担すること。

1 3. 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の配置について

専任期間は、本契約成立日（令和3年9月7日（火）予定）の翌日から完了届を提出する日までとする。

1 4. 工事に関する条件

- (1) 既存建物は、工事期間中は休館予定としている。工事に影響を及ぼす家具等の移設については、工事着手前までに施設管理者側で実施予定としている。
- (2) 現在地下室にある事務室は、工事期間中1階展示室3と1階喫茶室の2ヵ所に場所を移動し事務を継続する予定としている。そのため、請負者は全体工事工程について施設管理者、監理者に同意を得なければならない。近接する工事などで騒音、振動等の影響が予想される場合は事前に報告すること。
- (3) 前面道路（歩道）については、増設事業の着手にあわせ歩道解体工事を別途発注する予定としている。この解体工事で一時撤去したポールは敷地内で保管するため、損傷等を与えないよう注意すること。
また、乗入部の拡幅や平板復旧などの整備工事は、増設事業の完了にあわせて行う予定とし、解体工事と同様に別途発注を予定しています。
- (4) 美術館として適切な室内環境を確認するために行う化学物質濃度測定の時期、方法等は、監理者の指示にしたがうこと。
なお、調査結果に関する事項について、監理者から依頼があった場合は、工期に係らず誠意も持って対応すること。
- (5) 受注者は、工事着手に伴い道路占用等必要な書類を作成、提出しなければならない。なお、確認申請は取得済みとなっている。
- (6) 工事監理の区分については、設計書内の授乳室改修工事以外は、碧南市が委託する設計事務所の工事監理とする。
- (7) 土工事及び既設改修時に支障となる埋設物等を発見した場合は、速やかに監督

員と協議すること。

1 5. 工事に対する厳守事項

- (1) 各工事に伴い関係法令を厳守するとともに、各種安全対策を十分に行い、工事を施工すること。
- (2) 工事に先立ち仮設計画を行い、付近住民等の安全、建物内及び構内の安全に十分留意し工事の施工を行うこと。
- (3) 工事に関連し土砂搬出等における車両が多く見込まれる期間については、関連工事業者間において調整し、ガードマン等を設置し周辺の安全に努めること。
- (4) 資材等の搬入については、監督員と十分な協議のうえ付近住民等の安全及び、構内の安全に配慮した搬入路を確保し安全施設を確保すること。
- (5) 工程については、関連工事と調整を行うとともに、各社協調し現場内及び周辺の安全に努めること。
- (6) 道路への違法駐車を行わないこと。工事関連車両の駐車場用地として、隣接する敷地（大浜保育園駐車場（中町4丁目））のうち大浜保育園の利用者に支障のない範囲を無償で利用することができることとする。利用する場合は、監理者へ必要台数の報告し承認を得なければならない。利用終了後に地盤面等を乱した場合は現状復旧しなければならない。
なお、別の駐車場を選定した場合、費用負担についてはすべて施工者の負担とする。
- (7) 工事の進捗や、品質管理に必要な材料承認、施工・承認図及び計画書等は書面にて事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。また、躯体埋め込みなどに関する工事については検査を受け、合格後でなければコンクリート等の打設を行わないこと。

1 6. 第三者の損害防止

- (1) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については請負者において一切を処理、解決し、その費用を負担すること。
- (2) 工事中は付近の構造物、道路、地下埋設物などに損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音、振動等に際しては公害防止条例その他の法律、規程に従い十分な養生及び防止策をすること。
- (3) 万一第三者の生命、財産に損害が生じた場合、及び第三者との間に紛議を生じた場合は、請負者において処理解決し、その費用を負担すること。

1 7. 火災保険等

工事目的物に対し火災保険等の保険に加入すること。

1 8. 関連工事との調整及び協調

関連工事の作業通路、足場、資材置場及び作業所等の確保については、関連工事業者間で調整し、監督員と協議の上、速やかに協力すること。

また、関連工事の作業内容を十分に理解し、事業として全体工程調整及び協調をはかること。

19. 地場産業及び地元消費材の採用

- (1) 地場産業製品を可能な限り採用するよう努めること。
- (2) 資材及び消耗品等については、地元業者より購入を配慮するよう努めること。

20. 工事状況等の案内板等の設置

現状の工事状況を（毎日、毎週、月間等）案内板に表示し、また、工事の予告をするなどして、工事に対する付近住民の理解を得るよう努めること。

21. その他

- (1) 現地については、各業者にて確認することとする。
- (2) その他、疑義のある場合は協議による。
- (3) 本工事の請負業者並びに関連工事の請負業者は受注した工事設計図書を合冊し、請負業者ごとに3部提出すること。
(改善工事に係る図面はカラーとする。)